

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	大成温調株式会社
【英訳名】	TAISEI ONCHO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 隆義
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【縦覧に供する場所】	大成温調株式会社横浜支店 (横浜市中区太田町六丁目84番地2) 大成温調株式会社大阪支店 (大阪市北区堂島一丁目1番5号) 大成温調株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目1番1号) 大成温調株式会社関東支店 (さいたま市北区宮原町二丁目34番地3) 大成温調株式会社東関東支店 (千葉市中央区新町3番7号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 山口隆義は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を構築・整備し、運用すること並びに内部統制報告書を作成する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に基づき、内部統制を構築・整備し、運用しております。

ただし、財務報告に係る内部統制には、統制担当者の判断の誤りや不注意等を防止できないという限界があり、財務報告の虚偽表示を予防、発見・是正できない場合があります。また、将来に起こる環境の変化等により財務報告に係る内部統制の有効性の低下や不適合の可能性もあります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準日に準拠いたしました。

本評価にあたっては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、各業務プロセスについてリスクと統制の対応関係の分析を行い、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮し決定しており、大成温調株式会社及び連結子会社7社のうち4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社につきましては、財務報告に対する影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高（連結会社間取引消去後）の概ね3分の2に達している1事業拠点（大成温調株式会社）を「重要な事業拠点」として選定いたしました。重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点を含めた範囲において、財務報告に対する影響を勘案し、見積りや予測を伴う勘定科目に係る業務プロセスなどリスクが大きいと考えられる業務プロセスを個別に追加し、評価対象といたしました。一方で、重要な事業拠点の事業において、財務報告に対する影響が僅少であると判断した一部の事業については、評価範囲に含めておりません。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の元従業員が、損害保険契約責任者の立場を利用して保険代理店と共謀し、保険料領収証を変造することにより当社小切手を着服し、平成15年4月から平成23年1月まで総額613,243千円の損害を当社に与えるという不正行為が平成23年2月に発覚いたしました。

当該不正行為を発見できなかった原因は、損害保険契約締結に関わる決裁を含む判断、管理を行う者と、実際に契約締結手続きを担当する者が分離されておらず、かつ、長期間人事ローテーションがされていなかったこと、及び申請部署と保険担当部署（総務部）との相互牽制機能を発揮させる内部統制の整備・運用状況が不十分であったことであると判断いたしました。

当事業年度末日までに上記内部統制の不備が是正されなかった理由は、当該不正行為発覚を受けて開始した社内調査が完了したのが当事業年度末日後であったことから、不備の解明がしきれなかったためであります。

4【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の末日後、不正が発生したことの原因分析及び問題点抽出結果に基づき、以下の是正措置を実施しております。

(1) 職務分掌の明確化及び損害保険担当者のローテーション体制の確立

不正行為発覚後直ちに各損害保険の担当者を個別に任命し、責任分担を明確にした上で業務に従事させております。また、決裁を含む判断、管理を行う者と、実際に契約締結手続きを担当する者を分離させ、取引先との折衝等は担当者の専任業務とさせた上で、業務担当者については一定期間ごとに人事ローテーションさせる体制を整備することといたしました。

(2) 業務プロセス（損害保険プロセス）の見直し強化

不正行為発覚後直ちに、各種保険契約の申請に当たっては、社長もしくは申請部署における責任者の決裁を追加するとともに、当該決裁済みの保険のみを保険担当部署（総務部）にて受け付けるようにしました。これにより、申請部署と保険担当部署との相互牽制機能を発揮させる業務プロセスの見直し強化を図りました。

また、当該内容を明確にすべく「損害保険プロセス」として業務記述書、業務フローを整備し、平成23年4月に内部統制文書として社内開示し、業務プロセスの整備・運用を徹底することといたしました。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。